# 近年の社会環境の変化に対応する庁舎整備の方向性について

SDGsの理念を踏まえ、以下の方針に沿った庁舎を整備する。

### 1 「新しい生活様式」に対応した庁舎

### →ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた庁舎を整備する

- ・自然通風にて室内換気ができるよう窓の配置を考慮する。来庁者や職員が多数滞在し会話する 可能性のある場所について特に配慮する。
- ・パーティションの設置や抗菌素材の仕上や非接触型の設備について、今後の感染症対策の動向 を注視しながら検討する。

#### 2 大規模災害時における防災拠点機能の維持に対応した庁舎

- →災害の頻発化、大規模化に備えた庁舎を整備する
- ・非常用電源設備については、従来型発電機に加え、再生可能エネルギーを利用した蓄電池や電 気自動車の活用等、多様な電源確保手段を検討し、環境にやさしく災害に強い庁舎を目指す。

#### 3 行政事務効率化の更なる推進に対応した庁舎

- →「働き方改革」、「デジタル変革」の推進に必要な設備を整備する
- ・ウェブ会議や少人数の打ち合わせに対応した会議室を整備する。
- サテライトオフィスを設置する。
- ・福島県デジタル変革 (DX) 推進方針 (中間とりまとめ 令和3年 福島県企画調整部) に基づき、庁内無線LANの整備を検討する。

## 4 地球温暖化対策の更なる推進に対応した庁舎

- →「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、再生可能エネルギー等の導入及 びエネルギー効率の高い庁舎を整備する
- ・福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針(平成 29 年策定、令和 3 年改定 福島県土木部)、福島県再エネ・省エネ推進建築物設計ガイドライン(平成 30 年 福島県土木部)に基づき、再生可能エネルギーの導入及びエネルギーの効率利用を図る。
- ・再生可能エネルギー等に係る設備は、基礎調査(地質調査等)の結果を受けて決定するが、多様なエネルギー手段(太陽光・地中熱等)について、ランニングコストも含んだ費用対効果を踏まえながら導入を検討する。
- ・将来の設備更新に配慮した機器や汎用品を選定するとともに、太陽光発電等の再生可能エネル ギー設備が設置及び増設可能な計画とする。
- ・更なる環境負荷低減のため、電気自動車の受給電設備の設置や水素エネルギーの活用等について検討する。
- ・持続可能な自立分散型社会の実現のため、県産材の部分的活用を検討する。